

～福島県の被災者の皆様へ～

義援金配分申請のお願い

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を配分しますので、次のとおり申請をお願いいたします。

1、申請区分及び配分額

被災時に福島県内市町村に居住しており、東日本大震災により下表の申請区分に該当した場合に、被災時に居住していた市町村へ申請することができます。

※裏面「3、配分対象」を参考にしてください。

※なお、申請内容について、各市町村が確認、認定を行います。

申請区分	申請できる方	国義援金	県義援金
(1) 死亡者	原則、直系の遺族 (配偶者、子、 父母、孫 及び祖父母)	1人当たり 35万円	
(2) 行方不明者		1人当たり 35万円	
(3) 東日本大震災により、 住家が全壊（焼）した世帯	住家に居住 していた 世帯の者 (原則、世帯主)	1世帯当たり 35万円	1世帯当たり 5万円
(4) 東日本大震災により、 住家が半壊（焼）した世帯		1世帯当たり 18万円	1世帯当たり 5万円
(5) 東京電力福島第1原子力発電所 から30kmの圏内で避難指示・ 屋内待避指示圏域の世帯		1世帯当たり 35万円	1世帯当たり 5万円

※ 住宅被害（(3)、(4)全半壊（焼））と原発にかかる避難指示・屋内待避（5）については、重複しての支給はできません。

※ (1)～(2)と(3)～(5)は、重複しての支給が可能です。

2、申請方法

平成23年3月11日当時居住していた市町村長へ申請することになります。申請書の回収については、次のとおりとなります。

- ① 「義援金配分申請書」に必要事項を記入してください。
記入にあたっては、記入例を参考に、漏れ・誤りがないようにしてください。
- ② 返信用封筒（福島県社会福祉課宛て）により郵送してください。福島県から各市町村へ送付いたします。

- ・ (1)の死亡者の申請の場合には、死亡した事実を証明する書類の写しの添付が必要となります。
- ・ (3)～(5)の申請で、住民登録をしていない場合は、被災地を生活の本拠としていた事実が確認できる書類の添付が必要となります。
- ・ 送金は原則として口座振込となります。振込可能な口座をご用意ください。
- ・ 申請区分(1)(2)の人的被害について、まだ不明である場合には、まず(3)～(5)にかかる申請をすることも可能です。死亡、行方不明が確定した際に、再度(1)(2)の申請をすることは可能です。

3、配分対象

どのような場合に申請の対象となるかは、下を参考にしてください。
 なお、ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

申請区分	対 象
(1) 死亡者	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地において生活していた事実が、住民登録、外国人登録、運転免許証、家屋の賃貸借契約書等により証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書、住民票除票等により証明されれば、支給されます。
(2) 行方不明者	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として震災後3月間その生死がわからない場合には、その者は、今回の震災によって死亡したものと推定し、支給されます。
(3) 全壊（焼）	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の震災により、生活の本拠としていた住家が全壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○全壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。
(4) 半壊（焼）	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の震災により、生活の本拠としていた住家が半壊（焼）した世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○半壊（焼）の認定は、り災証明書と同じ基準で各市町村が行います。
(5) 避難指示・屋内待避	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の震災により、東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内で避難指示、屋内待避を指示された区域に生活の本拠としていた住家がある世帯に対して支給します。（店舗、空き家は対象外） ○平成23年3月11日現在の世帯での判断となります。 ○生活の本拠としていたかどうかは、住民登録、外国人登録、運転免許証、住宅の賃貸借契約書等により判断することとなります。 ○対象区域の認定は、各市町村が行います。

4、お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、別紙の各市町村窓口へお問い合わせください。

【担当】 福島県社会福祉課 電話 024-521-7322